

最高裁人任E第167号

(人い-1)

平成16年2月18日

改正 平成17年4月1日人任-E第000676号

平成21年4月1日人任-E第000349号

高等裁判所長官 殿

簡易裁判所判事選考委員会幹事

最高裁判所事務総局人事局長 山崎 敏 充

簡易裁判所判事候補者選考第1次選考の実施について（通達）

標記の第1次選考は、平成16年2月18日付け最高裁人任E第165号簡易裁判所判事選考委員会幹事依命通達「簡易裁判所判事候補者の選考について」によるほか、下記により実施してください。

記

1 第1次選考の実施前

(1) 受験者の呼出し

各実施機関は、受験者に対し次の事項を通知する。

ア 筆記試験の日程

イ 試験当日の出頭時刻及び出頭場所

ウ 受験心得

(ア) 六法（岩波書店、三省堂若しくは有斐閣発行のもの又は司法試験用六法に限る。）の使用を認める。ただし、書き込みのあるもの及び解説又は参照判例付きのものは認めない。

(イ) 筆記用具を持参する。

（注） 答案の作成には、万年筆又はボールペン（インクが容易に消せるものを除く。）を用いる。

エ その他各実施機関において必要と認める事項

(2) 答案用紙

答案作成の用紙は、簡易裁判所判事選考委員会（以下「選考委員会」という。）から送付される所定の用紙を使用する。

(3) 試験問題

選考委員会から、各実施機関に送付する。

各実施機関において、第1次選考初日の5日前までに試験問題が届かないときは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係に連絡する。

(4) その他

受験者の要望に応じられるよう各実施機関において次の物品を準備する。草稿用紙（A4判白紙）、ホッチキス、六法その他必要と認めるもの

2 第1次選考の実施

(1) 受験番号

各実施機関において適宜定める。

(2) 答案用紙及び草稿用紙の配布

各科目の試験ごとに答案表紙1枚及び答案用紙10枚を配布する。答案用紙が不足した者には、必要な枚数を配布する。

草稿用紙は、適宜の枚数を配布する。

(3) 答案表紙の記載

試験開始前に、次に定める要領により、受験科目等を受験者各自に記載させる。

ア 「受験科目」は、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民訴」又は「刑訴」とする。

イ 「試験地」は、受験する高等裁判所の所在地名とし、「東京」、「大阪」などとする。

ウ 「受験番号」は、アラビア数字を用いる。

エ 「氏名」は、かい書で書く。

オ 答案表紙の所定事項の記載は、試験開始前に終わらせ、答案の作成が定刻から開始できるようにする。

(4) 試験問題の配布

試験問題は、各科目の試験ごとに、試験開始直前に必ず裏返しにして配布する。

(5) 試験時間

試験時間は、厳守する。

なお、試験開始後30分を過ぎるまで、受験会場からの退室は認めない。

(6) 遅刻者の取扱い

試験開始後30分を過ぎて出頭した者は、受験させることはできない。

(7) 答案の作成完了

答案は、使用した答案用紙の右上部の所定の箇所に丁数を記入し、答案表紙の次に丁数順に並べ、ホッチキス又はとじひもでとじて作成を完了させる。

なお、これらの処理は、試験終了後に行わせて差し支えない。

(8) 答案の回収

答案は、(3)及び(7)に定める事項を点検した上で、回収する。

(9) その他

試験実施に関し疑義がある場合には、選考委員会の指示を受ける。

3 第1次選考の事後処理

(1) 答案の整理

答案は、科目ごとに受験番号順に整理し、1科目終了ごとに厳封した上、厳重に保管する。

(2) 答案の送付

答案は、全日程終了後5日以内（必着）に、各受験対象者の氏名及び科目ごとの有効受験、欠席、棄権又は失格の別、並びに各科目の有効答案の部数を表示した送付書とともに最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係あて、書留速達郵便で送付する。